

●中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の定義

業種分類(※)	会社又は事業協同組合	個人事業主
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 常時使用する従業員の数が300人以下	常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が50人以下	常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下

※業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づきます。

●第10回改訂後の日本標準産業分類に基づいた中小企業者の範囲

製造業その他	下記以外の全て
卸売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類49から54まで
小売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類55から60まで
	大分類M(飲食店, 宿泊業)の中分類70(一般飲食店)及び71(遊興飲食店)
サービス業	大分類H(情報通信業)の中分類38(放送業)及び39(情報サービス業)並びに小分類411(映像情報制作・配給業), 412(音声情報制作業)及び415(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業)
	大分類L(不動産業)の小分類693(駐車場業)
	大分類M(飲食店, 宿泊業)の中分類72(宿泊業)
	大分類N(医療, 福祉)
	大分類O(教育, 学習支援業)
	大分類P(複合サービス事業)
	大分類Q(サービス業〈他に分類されないもの〉。ただし, 小分類831〈旅行業〉を除く。)